

## 議第 1 1 8 号 呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、老人福祉センターのうち呉市老人福祉センター安浦内海会館の施設使用料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に<sup>かい</sup>応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
会議室	9:00~12:00	0.8	980	790
	12:00~17:00	0.8	980	790
	17:00~22:00	0.8	1,180	950

### 3 施行期日

令和2年4月1日